

なぜ原発をやめられないのか 脱原発の声を無視する安倍首相

■安倍首相 新国立では「声聞く」 安保・原発 見直す気配なし

安倍晋三首相は、新国立競技場建設計画を白紙に戻して見直すと表明しました。理由は「国民の声に耳を傾けた」。しかし、共同通信の世論調査で7割近くが反対する集団的自衛権行使容認を柱とした安全保障関連法案や同調査で6割近くが反対する原発再稼働には耳を傾ける気はありません。

■2012年のアーミテージ（※）報告は原発再稼働を奨励

安倍首相の進める戦争する国づくり、原発推進は2012年の第三次アーミテージレポートを実現しようとしているといわれています。

I W Jのサイトに記載されているアーミテージレポートの原発に関する部分を読むと、「野田佳彦首相の政府は、2基の原子炉の再稼働を開始した。さらなる再稼働は、安全性の確認と地元の合意に依存する。我々の見解では、このような状況において原子力発電を慎重に再開することは責任ある正しい措置である」と再稼働方針を褒めたうえで、「また、開発途上国は原子炉の建設を続けるので、日本の原発永久停止は、責任ある国際原子力開発を妨害することにもなるだろう」と日本の原発ゼロ化に異議を唱えています。2011年の福島第一原発事故以後、多くの人々が原発ゼロを望んでいるのを知りながらです。

2015年9月4日

STOP原子力★関電包囲行動

<http://stop-kanden.seesaa.net/>

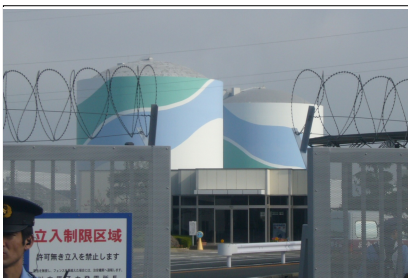


関電は大飯・高浜再稼働をあきらめよ 福井地裁判決を受け入れよ

さらにこうもいっています。「原子力はエネルギー安全保障、経済成長、環境上のメリットなどの分野でまだ巨大な可能性を保持している。日本と米国は、国内/国外の安全かつ信頼性の高い民生用原子力を推進する上で共通の政治的、商業的利益をもっている。東京とワシントンは、フクシマからの広範な経験を生かしながら、この分野で同盟関係を活性化し、安全な原子炉の設計と健全な規制業務の普及を世界的に促進することにおいて指導的役割を再び演じる必要がある。3.11の悲劇のために、経済と環境をこれ以上大きく衰退させてはならない。安全でクリーンな責任ある開発と利用によって、原子力は日本の包括的な安全保障に欠かせない要素を構成する。そしてこの点において、原子力研究開発での日米の協力は不可欠である。」

みなさんはこれをどう思いますか？

※リチャード・アーミテージ 元国務副長官。2000年に対日外交の指針としてジョセフ・ナイらと超党派で作成した政策提言報告「アーミテージ・レポート」発表。この報告書では、日本に対して有事法制の整備を期待する内容を盛り込む。



川内原発再稼働 はこんなに危険

川内原発ゲートのすぐ奥に原子炉が
8月11日、九電は再稼働反対の多くの抗議の声を無視して川内1号機を再稼働。さっそく復水器内の塩分濃度が上昇するトラブルが発生しました。75%に出力を落とし、損傷があると思われる部位を点検し、その中で損傷がある配管を5本補修しました。しかし、一部でも損傷していたら、他も損傷していないか原子炉を停止して点検するのが当たり前ではないでしょうか。

以下はそれ以外の問題点です。

- ①「火山噴火の3カ月前予測が可能」とする九電の論拠は崩れている。（口之永良部島の噴火を見よ）。大規模な火山噴火と原発事故が同

関電は大飯・高浜再稼働をあきらめよ 福井地裁判決を受け入れよ

時に発生すれば、住民の避難は不可能。

- ②フィルター付ベント、コア・キャッチャー、重要免震棟などを完備しないまま再稼働を認めている。
- ③ECCS（緊急炉心冷却装置）の使用法や訓練状況などを九電は回答していない。
- ④九電は、以上の課題をクリアするための人材、計器備品などを完備するためのコストについて公表できない。（「川内の家」ニュース66号 より）

■アメリカの原発が廃炉になった原因の蒸気発生器と同系の発生器が川内原発にも

三菱重工は、米カリフォルニア州のサンオノフレ原発の廃炉をめぐる米電力会社サザン・カリフォルニア・エジソンからの損害賠償請求額が、75億7000万ドル(約9300億円)になる見通しだと発表。

エジソンは2013年10月、故障して廃炉の原因となった蒸気発生器を製造した三菱重工が全損害の賠償責任を認めないことを不服とし、国際商業会議所(ICC、パリ)に仲裁を申し立てました。この同系の蒸気発生器が、再稼働予定の九州電力川内原発に使われているのです。

「東電元3幹部 起訴相当」

■検察審査会議決 検察、再捜査へ（東京新聞より）

東京電力福島第一原発事故は東電が津波対策を怠ったために起きたとして、福島県民ら約5700人が歴代の幹部6人の捜査のやり直しを求めている問題で、東京第五検察審査会は7月31日、6人を不起訴とした東京地検の処分に対し、勝俣恒久元会長ら3人を業務上過失致死傷罪で「起訴相当」と議決したと公表した。

議決は23日付。検察が再捜査するが、仮に再び不起訴としても、別のメンバーによる検審が再び起訴相当と議決すれば強制起訴される。

福島第一の事故をめぐる、市民で構成する検審が関係者を起訴すべきだと判断したのは初めて。今も約13万人が避難生活を送る未曾有

の事故で、刑事責任を問われる可能性が出てきた。

ほかに起訴相当となったのは、武藤栄元副社長と武黒一郎元副社長。小森明生元常務は不起訴不当、別の元副社長ら二人は不起訴相当とした。

捜査の最大の焦点は、東電が2008年に15メートル超の津波を試算しながら対策を取らなかったことが過失に当たるかどうかだった。東京地検は「最も過酷な条件での試算で、数値通りの津波の襲来を予測することは困難だった」として過失を認めなかった。

これに対し検審は「地震や津波が具体的にいつどこで発生するかは予見できない。想定外の事態が起こりうることを前提とした対策を検討しておくべきだ」と指摘。試算を受けた東電の対応を「時間稼ぎ」と断じた上で「容易に無視できないと認識しつつ、何とか採用を回避したいとのもろみがあった」と批判した。

事故をめぐっては、福島県民らでつくる福島原発告訴団が12年6月、「東電が津波対策を怠り事故を引き起こした」として東電や原子力安全委員会の幹部ら33人を業務上過失致死傷などの容疑で告訴・告発した。東京地検は昨年九月、告訴団と別の市民らが告発した菅直人元首相らを合わせ、42人全員を不起訴処分にした。

告訴団は不起訴を不服とし翌10月、対象を東電幹部6人に絞り検察審査会に審査を申し立てていた。菅元首相ら当時の政権幹部3人を不起訴とした東京地検の処分については、別の検審が今年4月に不起訴相当と議決している。

<検察審査会>

選挙権のある国民からくじで選ばれた11人の審査員で構成。審査は非公開。検察官による容疑者の不起訴処分について、11人中6人が納得できなければ「不起訴不当」、8人以上が納得できなければ「起訴相当」と議決する。従来は議決に拘束力がなかったが、2009年5月施行の改正法では、起訴相当と議決された事件を検察官が起訴しなかった場合、自動的に再審査。再び起訴相当と議決すると、裁判所が選んだ検察官役の指定弁護士が容疑者を強制的に起訴し、公判を担当する。再審査時は必ず審査補助員の弁護士が立ち会い、検察官の意見を聴く。